

(フィリピン知的財産庁の救済措置に関する通知の仮訳)

フィリピン知的財産庁

庁指令番号： 53

シリーズ番号：2011

日本で発生した大地震により影響を受けた
特許・商標出願者、権利所有者、代理人のための便宜調整

2011年3月11日日本を襲った大災害により引き起こされた広範囲にわたる荒廃状態は、その後、電力供給・通信サービス・インターネット設備等の波及的混乱に加え、被災地域からの大々的な立ち退きを余儀なくされる結果となった。このような状況下で、日本の出願者および知財業務従事者は、通常業務の再開を妨げられている。

このような混乱状態を考慮し、被災地を本拠地とする日本人出願者および知財業務従事者を援助すべく、以下の救済措置が実行されるものとする：

【特許・実用新案・意匠の出願者が対象】

● 2011年3月11日から4月11日までを期限とする回答に関しては、要求があれば2ヶ月の延長を許可されるものとする。要求があれば更に2ヶ月の延長も許可されるが、回答を提出するために許された最初の期間を含めて、認められた期間の合計が、このような回答を要求する通知書の郵送日から起算して6ヶ月を超えないものとする。

● 通信・郵便サービスの混乱の影響を受けた日本人出願者又は代理人に対して2011年3月11日から4月11日の期間に郵送された通知書については、2011年4月11日に発送されたものと見なされる。従って、この通知に対する回答の提出期限は、要求による2ヶ月の期間延長に不利益を与えることなく、2011年6月11日とみなされる。2回目の期間延長については、回答を提出するために許された最初の期間を含めて、認められた期間の合計が2011年4月11日から6ヶ月を超えないことを前提に可能である。

● 2011年3月11日から4月11日までの期間に郵送された出願取り下げ通知

については、2011年4月11日に郵送されたものと見なされる。従って、それに対応する回復請求は、2011年4月11日から4ヶ月を期限として提出されるものとする。回復料金については、要求があれば、支払いが免除されるものとする。

● 2011年3月11日から4月11日までが納付期限である登録料の納付については、当該期限日から6ヶ月の猶予期間が与えられるものとし、追加料金の納付については、要求があれば支払いが免除されるものとする。

● 記録の再発行の要請の場合にも援助措置は適用されるものとする。

【商標・サービスマーク・団体標章の出願者が対象】

● 2011年3月11日から4月11日までを期限とする回答に関しては、要求があれば2ヶ月の延長が許可されるものとするが、回答を提出するために許された最初の期間を含めて、認められた期間の合計が、このような回答を要求する通知書の郵送日時から起算して4ヶ月を超えないものとする。

● 通信・郵便サービスの混乱の影響を受けた日本人出願者又は代理人に対して2011年3月11日から4月11日の期間に郵送された通知書については、2011年4月11日に発送されたものと見なされる。従って、この通知に対する回答の提出期限は、要求による2ヶ月の期間延長に不利益を与えることなく、2011年6月11日とみなされるが、最初の期間を含めた回答までの延長合計期間が2011年4月11日から4ヶ月を超えないことを前提とする。

● 放棄された商標出願についてフィリピン知的財産権庁としては、要求があれば回復料金の支払いを免除するものとする。回復の請求は、2011年4月11日から3ヶ月を超えなければ提出可能である。

● 2011年3月11日から4月11日の間に期間満了する登録商標の更新申請については、更新申請書を提出するために1ヶ月間又は2011年5月11日までの延長が許可されるものとする。フィリピン知的財産権庁は、要求があれば追加料金の納付を免除するものとする。

● 2011年3月11日から4月11日が提出期限である「実際の使用に関する宣言書」は、2011年5月11日までは受理されるものとする。

● 記録の再発行の要請の場合にも援助措置は適用されるものとする。

Ms. Amy D. Tabiji (行政職員 III、FMAS 事務局) は、本書により、即刻当該規則の認証謄本3通をフィリピン大学法律センターに、各1通をフィリピン上院、下院、フィリピン最高裁判所、および国立図書館へそれぞれ提出するよう指示を受けております。

Mr. Restituto E. Maligaya (情報技術官 III、MIS 事務局)は、本書により、当該本庁指令書を受理次第即刻フィリピン知的財産権庁のウェブサイトに掲載するよう指示を受けております。

当該規則と整合しない規則、規定、庁指令、覚書、回状、およびメモ回状又はそれらの一部は、本書により全て破棄される。

これらの規則と規定は、本庁指令通知が一般新聞紙上に公開された後直ちに発効するものとする。

2011 年 3 月 31 日、於ミカティ市 (Mikati City)